

育児休業証明書

大分市福祉事務所長 殿

令和 年 月 日

保護者記入欄	ふりがな 保護者氏名	
	ふりがな 児童名	
	施設名	園 申込中 在園中

※申込中の場合は、第1希望園を記入してください。

※お子さんが2人以上の場合は、連名で記入してください。

所在地

事業所名

代表者名

電話番号 () - -

取扱者名

下記の者が当社就業規定による

取得する

育児休業を

取得している

期間変更する

ことを証明します。

育児休業取得者	ふりがな			
	氏名			
	住所			
育児休業対象児童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
採用年月日	年 月 日			
育児休業期間	年 月 日 から 年 月 日			
保育所入所が可能な場合の育児休業の短縮	可 ・ 否	短縮可能な場合の職場復帰日	毎月1日付のみ	・ 月途中可能
育児短時間勤務制度の利用	有 ・ 無			
有りの場合その勤務時間	時 分	～	時 分	実働1日 時間 分勤務 (休憩時間 時間 分)
育児休業復帰予定年月日	令和 年 月 日			

※ 枠内はすべて記載していただくをお願いします。

※ 育児休業対象児童が認可保育施設に在園(所)又は入所決定している場合、育児休業を再取得(延長)すると退園(所)となることがあります。また申し出のあった事業所に育児休業後、復職しなかった(離職した)場合も退園(所)となることがあります。

※ 不正な事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。

育児休業証明書の記入要領について 事業者用説明資料

育児休業証明書

大分市福祉事務所長 殿

令和 4 年 11

保護者記入欄	ふりがな	おおいた けんいち
	保護者氏名	大分 健一
	ふりがな	おおいた うみ
	児童名	大分 海
施設名	おおいた保育園 申込中 在園中	

こちらは、保護者にご記入いただく欄になります。

こちらの記入例は育児休業法に基づく育児休業を取得されている方が対象の証明書となります。なお就労内容については就労証明書の提出も併せて必要です。

※単純に産後休暇取得後の復職による入所申込の場合は、この様式によらず就労証明書に、その旨ご記入ください。

※申込中の場合は、第1希望園を記入してください。
※お子さんが2人以上の場合は、連名で記入してください。

下記の者が当社就業規定による

- 育児休業を
- 取得する
 - 取得している
 - 期間変更する

いずれかにチェックを入れてください。

ことを証明します。

所在地	東京都〇〇区〇〇●丁 △△ビル ◆F
事業所名	(株)東京〇〇
代表取締役	東京 大作
電話番号	(03) - ●●●● - ■■■■
取扱者名	人事課 江戸

こちらには、この証明書の記載内容について確認が可能な担当者、およびその所属や連絡先をご記入ください。

育児休業取得者	ふりがな	おおいた あけみ		
	氏名	大分 明美		
	住所	大分市〇〇町〇丁目〇-〇		
育児休業対象児童	ふりがな	おおいた うみ	生年月日	令和 4年 4月 20日
	氏名	大分 海		
採用年月日	平成 23 年 4 月 1 日			
育児休業期間	令和 4 年 6 月 20 日から 令和 5 年 4 月 19 日			
保育所入所が可能な場合の育児休業の短縮	可	否	短縮可能な場合の職場復帰日	毎月1日付のみ ・ 月途中可能
育児短時間勤務制度の利用	有 ・ 無			
	有りの場合その勤務時間	9 時 30 分 ~ 15 時 00 分		実働1日 4 時間 30 分勤務 (休憩時間 1 時間 00 分)
育児休業復帰予定年月日	令和 5 年 4 月 20 日			

育児休業期間を短縮し、早期復職として取扱ができるか、またはその復職時期の確認となります。育児休業復職時期は直接認可保育施設の入所選考に影響します。

育休から復職後の育児短時間勤務制度の利用の有無と、その勤務時間についてご記入ください。

- ※ 枠内はすべて記載していただくをお願いします。
- ※ 育児休業対象児童が認可保育施設に在園(所)又は入所決定している場合、育児休業を再取得(延長)すると退園(所)となる場合があります。また申し出のあった事業所に育児休業後、復職しなかった(離職した)場合も退園(所)となる場合があります。
- ※ 不正な事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。

【育児短時間勤務と認可保育施設の利用との関係について】

「保育の必要性の認定」については、育児短時間勤務適用前の勤務時間にて入所選考を行います。 「保育の必要量の認定」については、育児短時間勤務の時間にて認定を行います。 実際の就労時間等に伴う、「保育の必要性の認定」「保育の必要量の認定」の判定については、「就労証明書【記入例】」(別紙)を参考にしてください。

【注意事項】

育児休業より復職(職場復帰)する際については、通常の入所選考より保育の必要性が高いと判断し審査を行っております。その為、貴社に育児休業対象者が復職せず離職した場合については、その状況の如何を問わず不正な事実があったものと判断し、当該児童については入所を取り消すこともありますので、その点につきまして市より電話等にて確認させていただく場合もあります。 なお、復職事実の確認につきましては「復職証明書」(別紙)にて確認させていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。